

認知したいじめを速やかに解消した事例7（高等学校第1学年男子）

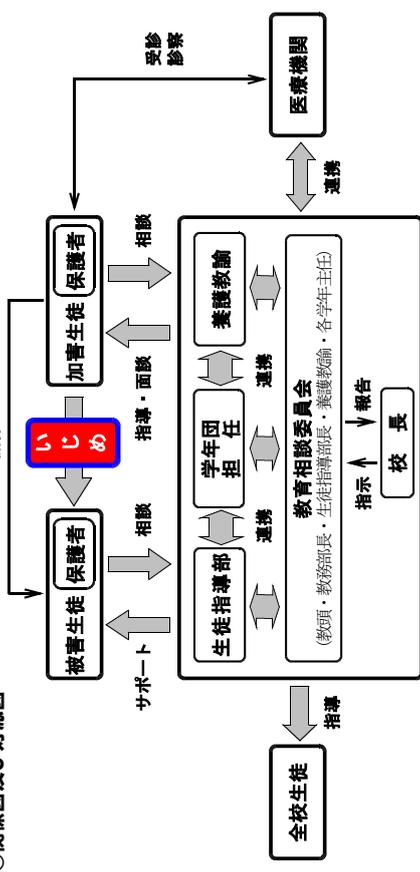
～医療機関との連携による対応～

問題の把握

7月中旬、担任に対し、生徒から「トイレでA君がB君からズボンと下着を脱ぐことを強要されていた。」と報告を受けた。担任はA君から被害の状況を聞き取り、いじめの事実を確認した。なお、B君は、反社会的な行動をとる傾向があり、医療機関へ受診していた。

対応状況

○関係図及び対応図



○即時対応 (認知直後)

- ・生徒指導部長及び担任は、被害生徒宅へ家庭訪問し、いじめの事実及び学校の指導方針を説明し、協力を要請した。
- ・養護教諭が中心となり、被害生徒に対して、安心して学校生活を送れるように保護者と協力して心のケア（心理的不安の解消）を行った。

○中長期対応

- ・加害生徒の保護者に対して、いじめの客観的事実を説明した。
- ・加害生徒の保護者の了承のもと、担任、養護教諭及び生徒指導部長が、医療機関を訪れ、加害生徒に対する対応について相談した。
- ・加害生徒に対して、自分のとった行為がいじめであることを認識させる指導を行った。
- ・加害生徒とともに責任のとり方を考える機会を持ったのち、被害生徒に対して謝罪をした。
- ・被害生徒及び加害生徒に対して、継続した心のケア及び面談指導を実施した。
- ・生徒指導部長は全校集会において、いじめは絶対に許されないことを指導した。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・教員間で情報共有を図り、いじめられた生徒といじめをした生徒の心理的狀態について共通見解をもち、それぞれの生徒への個別支援計画を検討・作成し、役割分担をして対応する。
- ・学校外の関係機関との連携も視野に入れて対応する。

認知したいじめを速やかに解消した事例7（高等学校第1学年男子）

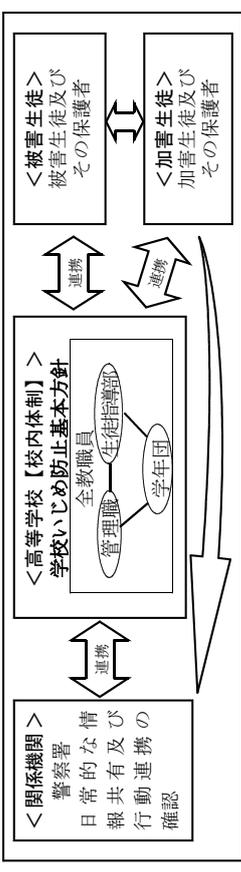
～関係機関や家庭と連携した組織的な対応～

問題の把握

毎月実施しているいじめのアンケートに「SNS上でいじめを受けている」と記載があり、担任が個別面談をしたところ、SNSに当該生徒が嫌がらせを受けている動画が掲載されているいじめを受けていることを確認した。

対応状況

○関係図



○対応の経過

- ・加害生徒複数名が、自分のスマートフォンで被害生徒に嫌がらせした場面動画を撮影し、無料通話アプリを用いて当該高校に在籍する多数の生徒に送信したことを全教職員で確認した。
- ・動画が不特定多数に広がる恐れがあることから、本件について警察に相談し、動画の削除方法について助言をもとめた。
- ・加害生徒から事実の確認及び動画を送信した生徒について追跡、把握し早急に動画等の削除を行った。

① 状況把握

- 情報共有
- 関係機関との連携
- 行動連携

② 初期対応

- 学校いじめ防止基本方針による指導
- 事実の確認及び今後の対応や指導方針について、全教職員に周知し、共通理解を図った。
- ・加害生徒の保護者に対し、いじめの客観的事実について説明した。

③ 中期対応

- 生徒への指導
- 保護者の協力
- 生徒指導部長は、全校集会でSNSの利用の仕方や「いじめは絶対に許されないもの」であることを指導した。
- ・いじめに関わった生徒だけでなく、学校全体の問題という視点から、全学年の保護者に対して、いじめの問題やSNS等の利用について家庭での協力を依頼する文書を配布した。

④ 長期対応

- 生徒主体の取組
- 校内研修の充実
- ・生徒がいじめについて考える主体的な取組（標語の作成等）を行い、いじめをしない、させない、許さない集団づくりを進める。
- ・学校と家庭との間で、当該生徒の状況についてきめ細かな情報共有を継続的に行う。
- ・いじめの未然防止の観点から、情報モラル教育等に関する研修内容を充実し、学校における情報モラル教育の充実に一層図る。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・いじめの事実確認後、学級担任だけで対応することなく、学校全体の問題として組織的に対応すること。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づいて、迅速に関係機関と連携し対応すること。
- ・保護者に対し、「SNSによるいじめ事案」に対し文書で周知するなど連携を図ること。
- ・日常から警察などの関係機関と情報交換を行うことにより、いじめの未然防止に努めること。

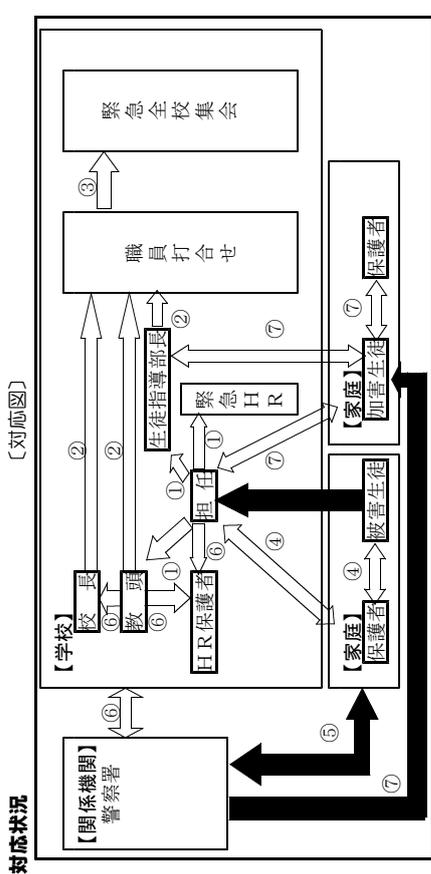
認知したいじめを速やかに解消した事例9（高等学校第1学年男子）

～学校・家庭・関係機関（警察）と連携した対応～

問題の把握

当該生徒は高校入学時より同級生の男子生徒数名から嫌がらせを受けていた。当該生徒から相談を受けた担任は、管理職に報告し、学校全体で実態の把握と加害生徒に対する継続的な指導を行った。しかし、特別教室での授業修了後に教室に置いてあった当該生徒の持ち物が器物破損等の行為を受けていた事故を発見したため、保護者と相談の上、警察と連携して対応を進めた。

対応状況



【事故の経緯】

- 事故発生後の取組（○数字は〔対応図〕の○数字と対応）
 - ①事故を発生した担任は教頭及び生徒指導部長に報告し、緊急H/Rで生徒に指導した。
 - ②校長、教頭及び生徒指導部長は職員打合せにおいて、全教職員に事故の経緯を説明するとともに、今後の学校としての対応方針を確認した。
 - ③学校長は緊急の全校集会において、全校生徒に対し事故の概要及びいじめと犯罪行為の撲滅に向けた取組について説明した。
 - ④教頭及びH/R担任は、当該生徒の保護者に対し事故の経緯と今後の対応について説明するとともに、当該生徒の心のケアを取優先に連携して取り組むことを確認した。
 - ⑤当該生徒の保護者は、学校の指導に理解を示し、学校の助言を受け警察に相談した。
 - ⑥警察は、学校に対し、加害生徒を特定する必要があるため、当該H/Rの生徒全員に対する聞き取り調査の実施への協力を要請した。要請を受けた学校は、警察による聞き取り調査の手順を確認し、当該H/Rの保護者に調査の実施についての協力を依頼した。
 - ⑦事故を起こした加害生徒の担任に自分が行ったことを名乗り出たため、学校は警察と連携の下、加害生徒の保護者と協力し、加害生徒に対するいじめ及び犯罪行為について指導した。
- 再発防止に向けた取組
 - ・学校は当該生徒に対する心のケアを継続して実施するとともに、学校全体でいじめと犯罪行為を決して行わないこと、心の教育の充実を努めている。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・日常的な教職員間の危機管理意識の向上を図る実践的な研修の実施を通して、管理職と教職員が統一した指導方針に基づく組織的な対応を行うこと。
- ・学校がリーダーシップをとり、関係機関（警察）、家庭との連携を進めること。
- ・加害児童生徒及びその保護者への指導、被害児童生徒への心のケア等を学校全体で行うこと。

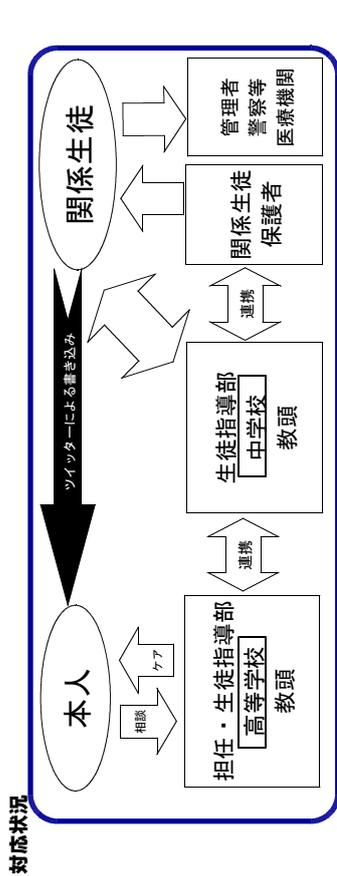
認知したいじめを速やかに解消した事例10（高等学校第1学年女子）

～高等学校と中学校による組織的な対応～

問題の把握

本人は中学校時代の部活の後輩からツイッターによる誹謗中傷を受けていた。このことを本人は学級担任へ相談したところ、担任はその書き込みを確認し、いじめの事実を把握した。

対応状況



9月○日

- ・本人はツイッターによる自分への誹謗中傷について担任に相談
- ・担任は書き込みを確認（プリントアウト）し、詳細を把握
- ・担任は管理職（教頭）に状況を説明
- ・高等学校の教頭は中学校の教頭へ状況を説明
- ・中学校の教頭は関係生徒の担任へ連絡し、中学校の担任は関係生徒に指導

9月△日

- ・関係生徒は再び、誹謗中傷の書き込みを行ったため、本人は高等学校の生徒指導部へ相談
- ・高等学校の生徒指導部長は中学校の生徒指導部長へ連絡
- ・中学校の生徒指導部長は関係生徒及び保護者へ指導
- ・中学校は関係生徒に対してカウンセリング等を実施
- 関係生徒はその後、本人への書き込みを行うことはなく、いじめは解消した。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

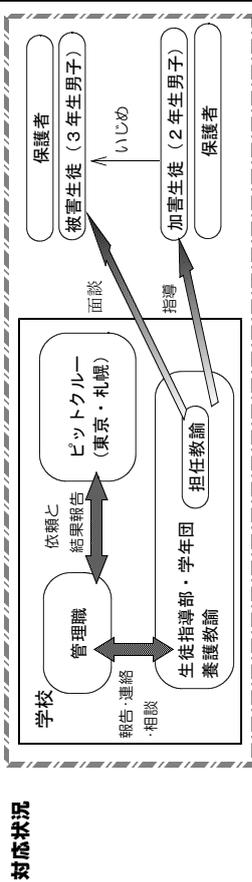
- ・学級担任一人に任せることなく、学校全体として組織的に対応する。
- ・いじめの発覚後、迅速に対応する。
- ・管理職が中心となり、中学校と高等学校とで連携して対応する。
- ・学校全体で危機管理マニュアルを作成し、教職員の共通理解を図る。

認知したいじめを速やかに解消した事例14（高等学校第3年生男子）

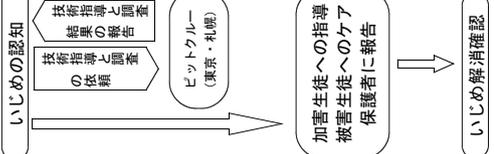
～外部の専門機関の効果的な活用～

問題の把握

加害生徒が自分のスマホスマートフォンで被害生徒を中傷しながら動画を撮影し、アプリケーションを使って不特定の第三者に送信した。被害生徒が直ちに教員に報告し発覚した。



- 5月下旬に、加害生徒が自分のスマホスマートフォンで、被害生徒に「きもい」などと言いつつ動画を撮影した。さらに無料通話アプリケーションによって不特定の第三者に送信した。被害生徒が教員に報告したため発覚した。
- 生徒指導部と学年団の教諭が加害生徒に聞き取りを実施し、いじめの事実を確認し、管理職に報告した。
- 学校で問題の動画の削除を試みたが不可能だったため、サイバーパトロール業務を委託しているピットクルーに技術指導を求めるとともに、本件での調査を依頼した。ピットクルーからは、問題の動画がネット上に確認できないことなどから、今後、問題が発生する可能性は非常に低いとの説明があった。
- ピットクルーからの報告を職員に周知するとともに、被害生徒と保護者に対し、これまでの経緯を報告し、理解を得た。加害生徒とその保護者にも経緯を説明するとともに、改めていじめの事実を確認し、いじめの解消に向けた指導を行った。
- 全校生徒に対しては各HR担任を通じて、スマートフォン等の使用の仕方について指導した。加害生徒の所属する学年については学年集会を実施し、全体指導を行った。
- 加害生徒が被害生徒に対し謝罪する意志があることを生徒指導部が確認し、被害生徒への謝罪と話し合いの場を設けた。
- 6月上旬に、担任教諭、養護教諭及び学年団の教諭が、被害生徒と加害生徒の関係回復といじめの解消を確認した。



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・インターネット上での問題には技術的な面で学校側の対応が追いつかず、問題の確認や解決に時間がかかってしまう場合がある。外部の専門機関などと連携して対処することで、問題の速やかな解消を図ることが大切である。
- ・生徒指導部・学年を中心とした組織的な校内体制での対応が必要である。
- ・保護者に調査の経過などの情報を適宜伝えるなど、連絡を密に取ることが必要である。

認知したいじめを速やかに解消した事例16（高等学校第3学年男子）

～外部専門家（スクールソーシャルワーカー）との連携による対応～

問題の把握

9月中旬、保護者からホームルーム担任に対し、息子が体育祭準備期間中の人間関係のもつれからいじめを受けて学校に登校できないと相談を受けた。学年団と生徒指導部が中心となり、関係生徒及び当該クラス全生徒から聞き取り調査を実施したが、具体的ないじめの事実を確認することはできなかった。いじめの対応をめぐる学校と保護者の間において意見の相違が生まれるとともに、当該生徒は学校に登校できない状態となった。

対応状況

〔対応の経過〕

○情報収集

- ・ホームルーム担任や学年団の教諭により、当該生徒から事実関係の確認をした。
- ・生徒指導部及び学年団の教諭により、関係生徒から聞き取りを実施した。
- ・学年団の教諭により、当該クラスの全生徒からの聞き取りを実施した。

○方針決定

- ・いじめ防止対策委員会において、情報の整理といじめの事実関係を確認し、今後の対応と指導方針を決定した。

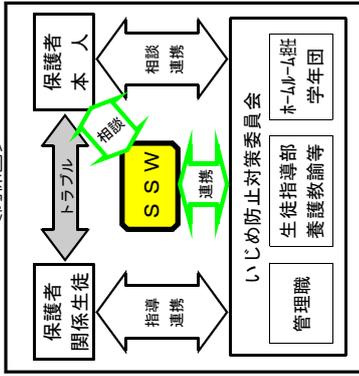
○解消に向けた対応

- ・全校集会において、校長及び生徒指導部長が「いじめは決して許されない行為である」ことを指導した。
- ・関係生徒にいじめに至った行為について確認・指導・指導するとともに、関係生徒の保護者にも事実確認と学校の対応方針について説明を行い理解を求めた。
- ・当該生徒の保護者へいじめの事実関係と今後の指導方針の説明を行ったが、学校の当該生徒への対応について保護者の理解を得ることができなかった。

○再発防止に向けた対応

- ・学校は、当該生徒の保護者との信頼関係を回復するために、スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携を図り、SSWによる保護者及び当該生徒との面談により、保護者と当該生徒に人間関係と学習への不安による困り感があることを再度確認した。
- ・当該生徒に対して、安心して学校生活を過ごすことができるよう、別室登校できる環境を整備するとともに、個別の学習課題を用意して個別指導を行うことを決定した。
- ・当該生徒に対して、スクールカウンセラーとの面談の定期的に行い心理的ケアに努めた。
- ・保護者に対して、当該生徒の卒業に向けた見通しを丁寧に説明し、理解を得るよう努めた。

〔関係図〕



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・早期に教員間で情報を共有しながら管理職を中心とした組織的な対応をとること。
- ・外部関係機関等を有効に活用しながら、学校が主体となって問題解決に取り組むこと。